



申2号

11月2日付

社員の生活を充実させる 制度の運用実現を！

次期ダイヤ改正から導入する「行路選択制」に関する申し入れ

「乗務員勤務制度の見直し」、及び「賃金制度の改定」の実施に伴い、次期ダイヤ改正から「育児・介護勤務A」適用者の行路選択制が導入されます。

また、乗務員勤務以外の「指導担当等」「支社企画部門」「当務主務」が所定勤務の一部で乗務することを目的とした乗務割交番から遊離した枠外運用行路が作成されます。

乗務員勤務の特性や各区所の条件により、行路数や時間帯、実乗務時間など短時間行路の具体的な運用は現場毎に異なるものとなります。

見直しの目的とされる多様な働き方の実現のためには、制度の利用に向けた環境の整理が必須であり、そのためにも現場の全社員の理解・協力が不可欠です。

新潟地本は、安全安定輸送を担う社員の生活を充実させる制度運用の実現に向けて申2号を申し入れました。



■ 申2号 申し入れ項目 ■

1. 次期ダイヤ改正以降、各運輸区職場における育児・介護制度A・Bを申請をしている社員の人数それぞれを明らかにすること。
2. 次期ダイヤ改正において各運輸区職場における短時間行路「育児・介護勤務A」の行路数（6時間・6時間に満たない）及び時間帯、実乗務時間を明らかにすること。
3. 次期ダイヤ改正において各運輸区職場における「指導担当等」の行路数及び時間帯、実乗務時間を明らかにすること。
4. 次期ダイヤ改正において各運輸区職場における「支社企画部門」の社員の行路数及び時間帯、実乗務時間を明らかにすること。
5. 次期ダイヤ改正において各運輸区職場における「当務主務」の行路数及び時間帯、実乗務時間を明らかにすること。
6. 次期ダイヤ改正において各運輸区職場の短時間行路における行先地時間の考え方を明らかにすること。
7. 一般線区における日勤行路、泊行路の拘束時間限度について考え方を明らかにすること。

現場実態に合った制度の運用を実現しよう